

第 79 号

熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第83条」を「第91条」に、  
「第7節 自動車取得税(第84条—第91条)」を「第7節 軽油引取税(第92条—第98条の12)」に改める。  
第7節の2 軽油引取税(第92条—第98条の12)」を「第7節 軽油引取税(第92条—第98条の12)」に改める。

第3条第1項中「自動車取得税及び」を削り、「自動車取得税にあつては」を「自動車税の環境性能割(法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。以下「環境性能割」という。)にあつては」に改める。

第4条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項中「自動車税」を「自動車税の種別割(法第145条第2号に規定する種別割をいう。以下「種別割」という。)」に改める。

第23条第1項中「自動車取得税」を「環境性能割」に、「自動車税にあつては」を「種別割にあつては」に改める。

第36条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第2章第7節の節名を削る。

第78条から第91条までを次のように改める。

第78条から第91条まで 削除

第2章中第7節の2を第7節とする。

第99条の見出し中「納税義務者」を「納税義務者等」に改め、同条第1項中「法第145条第1項に規定する自動車」を「道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物又は特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械若しくは装置のうち人若しくは物を運送するために用いられるものを含む。)のうち、

同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの」に、「本節」を「この節」に、「その」を「当該自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）に環境性能割によって、当該自動車の」に改め、「所有者に」の次に「種別割によって、それぞれ」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者、道路（道路運送車両法第2条第6項に規定する道路をいう。次条第3項において同じ。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他運行（同法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）の用に供されない自動車を取得した者（次条第3項において「販売業者等」という。）を含まないものとする。

第99条第3項中「第146条第1項」を「第148条第1項」に、「規定により自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「には」に、「その」を「当該自動車の」に、「対して、自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「もの」を「自動車」に改める。

第99条の次に次の1条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第99条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 販売業者等が、製造により取得した自動車、販売のため取得した自動車、道路以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他運行の用に供されない自動車について道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、当該自動車に対して環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供した者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第100条を次のように改める。

（自動車税の課税免除）

第100条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

(1) 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 救急自動車（次号に掲げる救急専用自動車を除く。）

イ 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

ウ 血液事業の用に供する自動車

エ 救護資材の運搬の用に供する自動車

オ アからエまでのいずれかに該当する自動車に類する自動車

(2) 消防専用自動車及び救急専用自動車

2 商品であって道路運送車両法第4条の規定による登録を受けていない自動車に対しては、種別割を課さない。

第100条の次に次の7条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第100条の2 環境性能割の課税標準は、通常の取得価額（法第156条に規定する通常の取得価額をいう。第100条の8第4項において同じ。）とする。

(環境性能割の税率)

第100条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車をいう。次項第1号において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第1項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第1号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率（法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）が平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第2項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ロ(3)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第3項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第4項に規定するもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車をいう。次項第2号において同じ。）
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第5項に規定するもの
- (ア) 平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第5号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 平成28年軽油重量車基準（法第149条第1項第5号ニ(1)に規定する平成28年軽油重量車基準をいう。次項第2号ウ(ア)において同じ。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第8項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準（法第149条第1項第5号ホ(1)に規定する平成21年軽油重量車基準をいう。以下この号及び次項第2号において同じ。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の



110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第14項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第15項に規定するもの

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもので省令第9条の4第16項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令第9条の4第17項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 ア(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。）	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 イ(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ロ(3)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項	平成27年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の115

第1号	費効率に100分の110	0分の138
ア(ウ)		

(環境性能割の徴収の方法)

第100条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第100条の5 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第16号の43様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を自動車税事務所長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号、次条第5項及び第106条において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令第16号の43様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第100条の6 環境性能割の納税義務者は、前条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、同項の申告書又は法第161条第2項に規定する修正申告書に知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器（以下この条及び第105条において「収納計器」という。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）に相当する金額の収納印（規則で定める形式の印影をいう。以下この条及び第105条第4項において同じ。）の表示を受ける方法により払い込まなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該環境性能割額に相当する現金を納付した後、納税済印（規則で定める形式の印影をいう。第105条第4項ただし書において同じ。）の押印を受ける方



法により払い込むことができる。

- 2 知事は、前項の規定により収納計器を指定し、又は取扱人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。これらの指定を取り消したときも、同様とする。
- 3 第1項の収納印で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。
- 4 前2項に規定するものを除くほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 第1項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請及び前条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該新規登録又は移転登録の申請をした際に、当該新規登録又は移転登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を知事から得た納付情報により納付する方法により払い込まなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第100条の7 環境性能割の納税義務者が第100条の5の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

（環境性能割の減免）

第100条の8 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を軽減し、又は免除することができる。

(1) 身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条及び第109条において「身体障害者等」という。）の移動の用に供する自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除く。以下この号において同じ。）で次に掲げるもの

ア 身体障害者等が運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの

イ 身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）

ウ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車で当該身体障害者等が取得したもの

(2) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（前号に該当する自動車を除く。）

- (3) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（第1号に該当する自動車を除く。）
- (4) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がされた自動車（自動車検査証に事業用と記載されている自動車に限る。）
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車
- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して自動車税事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号に該当する自動車を取得した者で同項の規定により環境性能割の減免を受けようとするものは、前項の申請書を提出する際に、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（第109条第4項において「運転免許証」という。）及び規則で定める書類を提示しなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により環境性能割を減免する場合において、同項第1号、第2号又は第5号に該当する自動車に係る環境性能割についてはその全額を免除し、同項第3号又は第4号に該当する自動車に係る環境性能割についてはその税額から、当該自動車の通常の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するため、又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減額する。

第101条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、」を削り、「対し、1台につき」を「対して課する種別割の税率は、1台について、」に改め、同項第1号中「に属する」を「である」に改め、同項第2号中「トラック」の次に「（三輪の小型自動車であるものを除く。）」を加え、同号ア及びイ中「に属する」を「である」に改め、同項第3号中「バス」の次に「（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号ア(ア)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)において同じ」に改め、同号ア(イ)中「その他」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同項第4号中「小型自動車」の次に「（特種用途車であるものを除く。）」を加え、同項第5号ア及びイ中「に属する」を「である」に改め、同条第2項中「については」を「対して課する種別割の税率は」に、「額を」を「額を、」に改め、同条第3項中「搭載するもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、同条第4項中「対する自動車税」を「対して課する種別割」に改める。

第102条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第103条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第104条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、「賦課期日」の次に「（以下この条、次条第3項及び第109条第1項第9号において「賦課期日」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「第1項の」を削り、「自動車の用途等」を「用途その他の自動車の諸元」に、「適用すべき自動車税」を「適用すべき種別割」に、「においては」を「には」に、「対する自動車税」を「対して課する種別割」に、「当該年度は」を「当該年度については」に、「異動前の自動車税」を「異動前に適用すべき種別割」に、「自動車税を」を「種別割を」に改め、同条第4項中「第1項の」を削り、「後に、」を「後に」に、「においては」を「には」に、「同項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「でこれらの所有者のいずれかが」を「において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第105条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第3項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第4項本文中「規定によって自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「において」に、「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「した際」を「したときは、」に、「申告書に、」を「申告書又は報告書に」に、「当該自動車税額」を「当該種別割額」に、「によって」を「により、」に改め、同項ただし書中「当該自動車税額」を「当該種別割額」に改め、「規則で定める形式の」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に、「申告書の提出がなかった」を「申告書又は報告書が提出されなかった」に、「規定によって自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「には」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条第6項中「第89条第3項から同条第6項まで」を「第100条の6第2項から第4項まで」に改める。

第105条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改める。

第106条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の」を「種別割の」に、「道路運送車両法第7条、第12条（自動車の使用の本拠の位置が

1の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。次項において同じ。)又は第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録(自動車の使用の本拠の位置が1の都道府県から他の都道府県に変更された場合に限る。次項において同じ。)又は移転登録」に、「第16号の9様式によって」を「第16号の43様式により」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録」に、「第16号の9様式によって」を「第16号の43様式により」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条第3項中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税事務所長」を「自動車税事務所長」に改める。

第106条の2中「第99条第2項」を「第99条の2第1項」に、「の定める」を「で定める」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第107条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第99条第2項」を「第99条の2第1項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第107条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第99条第2項に規定する」を削り、「受けとる」を「受け取る」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第99条第2項に規定する」を削り、「から前項」を「から同項」に改める。

第108条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税を」を「種別割を」に改める。

第109条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「もの」を「自動車」に改め、同項第2号中「使用するもの」を「使用する自動車」に改め、同項第5号中「記載されているもの」を「記載されている自動車」に改め、同号ウ中「以下」を「以下この」に改め、同項第9号中「自動車税の」を削り、同条第3項中「によって自動車税」を「により種別割」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第5項中「によって自動車税」を「により種別割」に改める。

附則第8条の2の2を削る。

附則第8条の3を次のように改める。

#### 第8条の3 削除

附則第8条の3の2から第8条の3の4までを削る。

附則第8条の7の次に次の1条を加える。

(環境性能割の税率の特例)

第8条の8 営業用の自動車に対する第100条の3第1項及び第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の1	100分の0.5
第2項（第4項において準用する場合を含む。）	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

附則第9条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」を「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第4項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するものをいう。次項第3号において同じ」を「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第101条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス」に、「自動車税」を「種別割」に、「第101条第1項」を「同条第1項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第99条の2第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項を同条第2項とする。

附則第9条の2を削る。

附則第14条中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第15条第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第18条を次のように改める。

#### 第18条 削除

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。



題名中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条（見出しを含む。）、第3条（見出しを含む。）、第4条第1項及び第3項並びに第5条中「自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「改正後の県税条例」という。）第36条並びに附則第14条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の県税条例の規定中環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する環境性能割について適用する。

4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 改正後の県税条例及び第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定中種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の種別割及び平成32年度以後の年度分の種別割について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する平成31年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第1条の規定による改正前の熊本県税条例附則第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。